

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1746号**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>		<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>	
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	6,600円	1 級	6,500円
2 級	8,500円	2 級	8,400円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
イ 公安職給料表		イ 公安職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
2 級	8,800円	2 級	8,700円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
ウ、エ (略)		ウ、エ (略)	
オ 医療職給料表(-)		オ 医療職給料表(-)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
4 級	15,600円	4 級	15,500円
カ (略)		カ (略)	
キ 医療職給料表(三)		キ 医療職給料表(三)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	8,100円	1 級	8,000円
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
ク、ケ (略)		ク、ケ (略)	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。